【北陸版】　H26.3.14
（R5.1月一部訂正）

北陸地方整備局　企画部　技術管理課

インフレスライド（受注者用）

（工事請負契約書第２５条第６項）

※現行は第２６条

本マニュアルは運用マニュアルを補足する主旨でまとめたものであり、
随時更新されるものですので、最新版については北陸地方整備局のＨＰをご確認ください。

インフレスライド（工事請負契約書第25条第6項）

■はじめに

インフレスライドにおける増額・減額の両方に適用する。

【工事請負契約書】

	（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
全体スライド	第25条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。 ２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。 ３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項及び物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 ４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
単品スライド	５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
インフレスライド	６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
	７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 ８　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

インフレスライド（工事請負契約書第25条第6項）

■適用対象工事

（1）基準日以降の工事期間（残工期）が2ヶ月以上あること。

（2）発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とし、通達によるものとする。（賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準（価格水準）の上昇により請負代金額の変動額が残工事費の1％を超えた場合、インフレスライドを請求することを排除しているものではない。）

（3）全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても適用可能。

※インフレスライドに基づく変更を実施した後であっても単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求可能。

■請求日

（1）スライド変更の可能性があり、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日である。

（2）請求にあたっては、*別紙様式1－1を用いて請求*するものとし、その期限は、直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとし、請求は1回を基本とする。（複数回のインフレスライドの申請を制限するものではない。）

※1：上記「適用対象工事」に該当する工事であること。

※2：適用対象工事となることが想定される場合は、出来高確認の準備等あるため、*受発注者間で事前の協議（基準日など）をしておくこと。*

■基準日

（1）請求のあった日を基準とする。（請求様式に記載される「希望基準日」を基本とする。）

（2）*スライド変更の為、出来高を確認する日である。*

（3）上記（1）により難い場合は、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者が協議して定める日とする。

■スライド額協議開始日

（1）発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面により通知する。

（2）スライド額協議開始日は、先行指示等の契約内容に含まれていない事項等ある場合には、必ず、変更契約が整った後の日とする。（スライドする前の合意単価が必要）

（3）次回の契約変更（数量等）を行う前までに行うこと。

インフレスライド（工事請負契約書第25条第6項）

■出来高数量の確認

（1）基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行う。（確認にあたっては、主任監督員が行う。）
（2）現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
- ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は、出来形数量として取り扱う。
- ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材等（仮設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
- ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

（3）数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
（4）出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
（5）受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
（6）基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量については、スライド対象とすることができる。（スライドの協議は、基準日以前の先行指示の変更契約後に行う。）

※1：出来高の確認に伴う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して行う。
※2：施工パッケージ型積算方式の導入による標準単価の設定は、これまでの積上型積算方式と違い歩掛を構成する数量が単価を構成する金額に変更となったため、出来形数量の確認が難しい。その為、出来形数量の設定については、既済部分検査の出来高算出要領を準用し、出来高金額を算出の上、その金額を下回らない様に出来形数量を設定するものとする。

（7）上記（1）～（6）を基本とするが、迅速かつ確実な執行を行う観点から、当面、以下の対応も可とする。

①「工事出来高内訳書」による出来高の確認

「工事出来高内訳書」に記載された出来高数量により、数量総括表に対応した出来高数量を確認する。

②「実施工程表付き工事履行報告書」による出来高の確認

次式により数量総括表に対応した出来高を算出。（ただし、実施工程表は、基準日までに作成されたもので、実績が正しく反映されたものとする。）

出来形数量　＝　基準日における設計数量　×　（基準日における実施済工程工期／実施工程工期）

インフレスライド（工事請負契約書第25条第6項）

■スライド額の算定方法

（1）受発注者間で協議するスライド額は、次の式により算出する。

①増額スライドの場合

Ｓ＝Ｐ2－Ｐ1－（Ｐ1×1／100）　但し、Ｐ1＜Ｐ2　　スライド額は1万円単位に端数処理を行う（切り捨て）

②減額スライドの場合

Ｓ＝Ｐ2－Ｐ1＋（Ｐ1×1／100）　但し、Ｐ1＞Ｐ2　　スライド額は1万円単位に端数処理を行う（切り上げ）

S　:スライド額 P1:請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額 P2:変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

③歩掛の変更については考慮しない。

（2）総価契約単価合意方式適用工事

Ｐ1は、直近の合意単価（包括合意の場合は、官積算単価に直近の請負比率を乗じた単価）を用いて算出する。

Ｐ2は、基準日における官積算単価に直近の合意比率を乗じた単価（包括合意の場合は、官積算単価に直近の請負比率を乗じた単価）を用いて算出する。

（3）複数回スライドを行う場合

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施。なお、その場合、基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

（4）スライド額の確定

14日以内に協議が整わない場合、発注者が提示する資料とする。

インフレスライド（工事請負契約書第25条第6項）

■物価指数

（1）発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。
（2）積算に使用する単価は、物価資料等の基準日における価格を基礎とする。
（3）特別調査又は見積価格の採用が必要な単価について、再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することが出来る。ただし、当該資料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

■請負代金額の変更

（1）スライド額の算定方法及び物価指数の記載事項に基づきスライド額を算出し、受発注者間で合意後、契約変更を行う。
※1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の1％は受注者負担。

■スライド額の合意

（1）スライド額の協議において、*発注者より提示する額は、直近の請負比率により算出した単価を元に算出した額である。*
（2）発注者は、別紙様式4－1により、請負代金の変更額及びスライド額内訳書を受注者に提示。受注者は、その内容に異存がなければ、協議開始の日から14日以内に別紙様式4－3又は別紙様式5－3により「承諾」することを提出するものとする。*（個別単価の承諾も含む）*
（3）協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者より別紙様式4－2又は別紙様式5－2より受注者宛「通知」を行い、その内容を持って承諾したものとする。

インフレスライド（工事請負契約書第25条第6項）
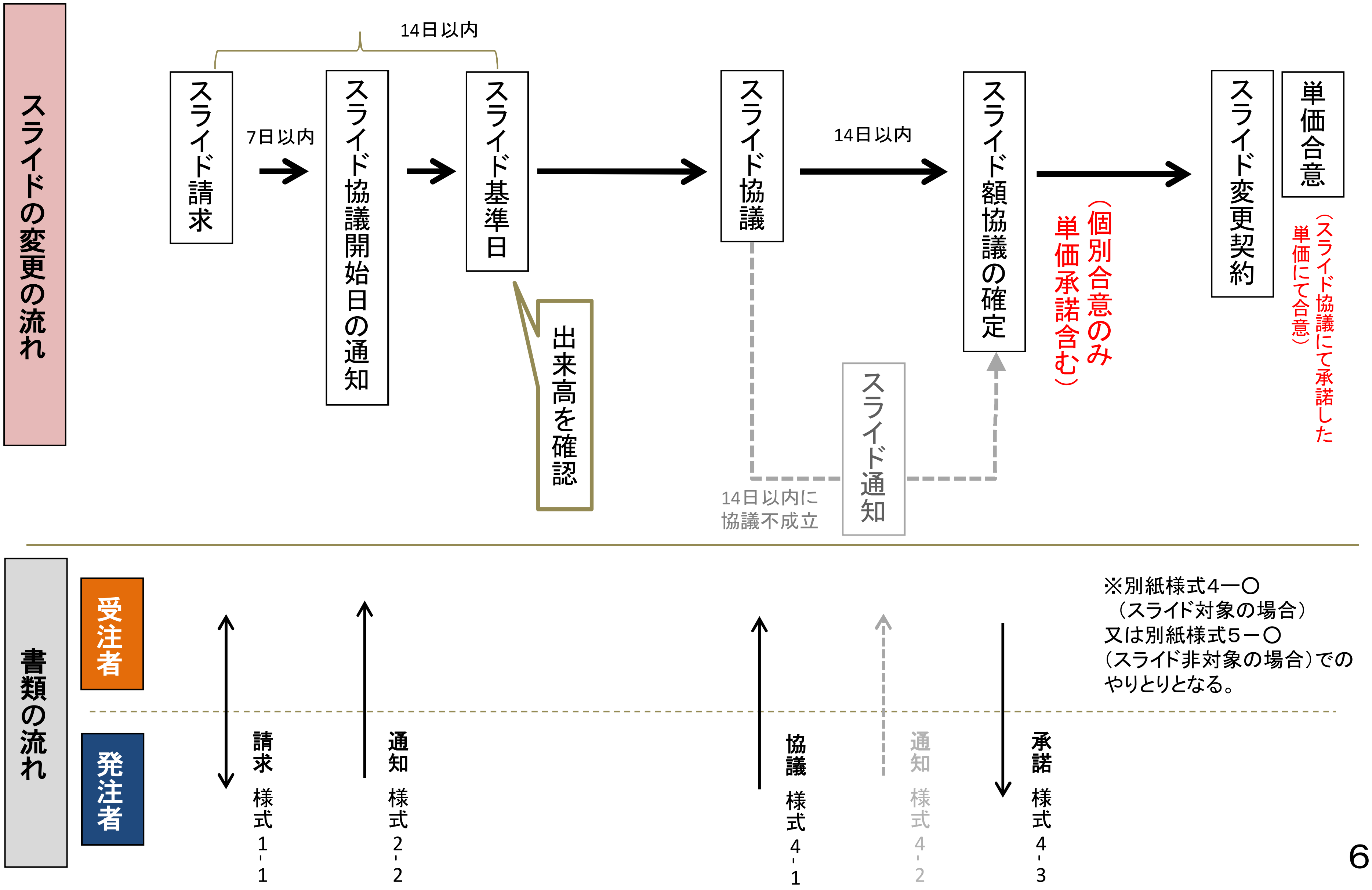
■手続きフロー